

## 議会議案第15号

鎌倉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月27日提出

提出者	鎌倉市議会議員	飯	野	眞	毅
同	同	上	渡	辺	隆
同	同	上	中	村	聡一郎
同	同	上	前	川	綾子
同	同	上	高	橋	浩司
賛成者	同	上	納	所	輝次

(提案理由)

二元代表制の中で、議会の責任はますます重要となり、その能力向上を図ることは、鎌倉市の将来のために必要不可欠である。

そして、厳しい財政状況を迎えている鎌倉市で、議会の立場からも行財政改革には積極的に協力を行うべきであるが、加えて、議会はその持てる能力を最大限に発揮し、市の課題を解決する使命を負っていることは論をまたない。

そこで、議員定数削減による経費を、議会事務局に法制担当書記を設置するなど効果的な調査力向上の環境構築に充て、充実した議会提案を実行し、鎌倉の未来に活かしていくことも議会に求められていると考える。

よって、現行の条例定数を2名削減することを提案するものである。

鎌倉市議会議員定数条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員定数条例（平成14年10月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「28人」を「26人」に改める。

付 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。